

業 務 速 報

**福利厚生の切り下げは許さない！
希望者がいる限り配偶者も出席させること！
旅行クーポンの増額の方、記念写真撮影は廃止！**

申32号『効績章表彰式についての申し入れ』業務委員会開催

本部は4月26日、申32号『効績章表彰式に関する申し入れ』について業務委員会を開催し、申し入れに対する会社の回答を受け議論を行いました。

会社は、効績章表彰式の参加者を受章者のみとしたことについて「少子高齢化の進行に伴うライフスタイルの変化等を背景として、仕事をする女性が増加、未婚率の上昇しており、当社では効績章表彰式の同伴者参加率が近年5～6割で空席が目立つ。今後の同伴者参加率の増加は見込みにくい」と等とその理由を明らかにしました。さらに「旅行クーポン券」の支給金額を10万円から12万円に増額することの一方、記念写真撮影を廃止することが明らかになりました。

これらに対し本部は「効績章受章は永年勤続の一つの励みになることだ。表彰式に際し、配偶者と一緒にグリーン車に乗り会場で記念撮影することがなくなることでモチベーションが下がる。同伴者の参加希望は尊重すべきだ。効績章表彰式の参加者を受章者のみとすることは、レクレーションの見直し、健康診断運営方法の見直しなどと同様、福利厚生 of 切り下げである。このような福利厚生 of 切り下げは行わないこと」等を主張しました。

会社回答と議論内容については、以下を参照して下さい。

《申32号に対する会社回答》

1. 平成25年度効績章表彰式以降も配偶者の出席を認め、出席者に関しては従来通りの取り扱いとすること。
2. 平成25年度効績章表彰式への出席者を「受章者のみ」としたことの理由をあらためて説明すること。

【回答】1～2項は同回答

少子高齢化の進行に伴う社会的要請、ライフスタイルの変化など様々な要因を背景として①仕事をしている女性の増加②未婚率の上昇などが進んでいる。当社の効績章表彰式の同伴者の参加率は近年5～6割程度と空席が目立

つ状況になっており、その要員については前述の社会的な変化等が大きいものと考えている。

女性の社会進出は今後さらに進み、また未婚率も年々上昇している状況を鑑みれば、今後も同伴者の参加率の向上は見込みにくいと考えている。さらに女性社員も年々増加しており「同伴者＝主人を陰で支えた専業主婦の奥様」という従来の想定は男女共同参画社会の進展の中で時代に合致しなくなってきている。

以上の理由により、今年度より効績章表彰式への出席を受章者本人のみとすることとした。

3. 効績章表彰式での出席者への待遇改善として、会場付近の喫茶店、レストラン等で使用できる「食事券」を支給すること。
4. 効績章表彰式の出席者を社員のみとすることで節減される経費の額を明らかにすること。
5. 社員への福利厚生の切り下げを行わないこと。

【回答】 3～5 項は同回答

配偶者・家族も利用可能な旅行クーポン券（JR東海ツアーズにて使用可能）の支給金額を10万円から12万円に増額することとする。これにより社業に大きく貢献した受章者を支えた配偶者・家族に対する報労もより充実したものになると考える。

記念写真の撮影も廃止！

組合：今年度の効績章受章者は何名か。

会社：約100名が受章をする予定である。

組合：来年度以降は何名か。

会社：来年も同じくらいである。今後は4年後から増えていく。

組合：他に変更はないのか。

会社：写真撮影をやめる。

組合：同伴者の出席廃止と旅行クーポン券の10万円から12万円への変更、写真撮影の廃止の3点以外には変更はあるのか。

会社：今回の変更は3点である。

配偶者の同伴を今後も認めること！

組合：今年度以降は効績章表彰式に配偶者の出席を認めないのはなぜか。

会社：社会の変化により配偶者の参加率が低下してきたことから、今後も同伴者の参加率の向上が見込めれないと考えているためである。

組合：会社は回答の中で同伴者の出席率が「５～６割程度と空席が目立つ状況」と説明しているが、５～６割もの同伴者が出席しているのではないかと会社はどう考えるのか。５～６割となった原因は何か。

会社：配偶者が仕事をしていることや、介護をしている等の事情がある。

組合：５～６割の参加者となったため同伴者の出席をやめたと説明したが、判断のベースはあるのか。

会社：ベースのデータはない。社会的な要因である。

組合：社会的な要因をＪＲ東海に当てはめることができるのか。

会社：社会的要因により同伴者の参加率が下がってきたことが理由である。

組合：しかし、５～６割の同伴者が出席してきている。同伴者の出席をやめるのではなく増やすための努力はしなかったのか。

会社：増やすために特に行ったことはないが、同伴の参加率の低下は仕事をしている女性の増加、未婚率の上昇、女性社員の割合が増えるため、夫と表彰式に出席することは考えにくいことから会社として判断をした。

組合：参加率を上げる努力をすべきである。表彰式に対する社員のアンケートは採ったのか。

会社：アンケートは採っていない。

組合：社員の意見を聞くべきである。これまでの表彰式は、式が開会されるまで長時間にわたって待機させられている。ロビーには椅子も少なく、またお茶等も出されない。受章した社員はこのような会社の対応に「どこで待てと言うのか」「お茶すら出さないのか」と不満を持っている。出席率の低下はこのようなことも原因にあるのではないかと。

会社：すでに出席した人が今後出席することはない。従ってそれが原因とはいえない。

組合：職場で話題になっている。次の受章者に伝わるのだ。

会社：待ち時間は長いとは考えていない。お茶を出すことは考えていない。

喫茶店、レストランの食事券を支給すること！

組合：表彰式後に食事ができるよう「食事券」の配布を求める声大きい。効績章表彰式の出席者には、会場付近の喫茶店、レストラン等で使用できる「食事券」を支給すること。

会社：そのような考えはない。

組合：効績章はＪＲ東海で働くための目標であり今後の励みとなるものである。会社が、配偶者も参加するという雰囲気を作らなければ同伴者の出席率は上らない。平成25年度効績章表彰式に配偶者が出席できないことは、配偶者と共に出席することを楽しみにしていた社員は大変残念に感じている。配偶者の出席を認め、出席者に関しては従来どおりの扱いとすること。

効績章の変更点を全職場で社員に知らせること！

- 組合：今回の同伴者の出席を廃止する会社掲示が、名古屋地区などでは掲出されていなかったのはなぜか。
- 会社：周知の仕方は箇所により違う。掲示をする場合もあれば、対象の人に直接伝える場合もある。必要なことは必要な人に伝えている。
- 組合：これから表彰される人には伝えないのか。
- 会社：その年に表彰する人には伝える。
- 組合：全ての社員に伝えるべきである。
- 会社：アワーライフに表彰については載っている。各自がそれで確認ができる。
- 組合：今回の変更点は載っていない。旅行クーポン券の増額については掲載されていない。職場で掲示を出すこと。

旅行クーポン券は家族にも使用可能にすること！

- 組合：今回の変更は制度の変更か。それとも運用の変更なのか。
- 会社：制度の変更ではない。どちらかといえば運用である。
- 組合：旅行クーポン券の増額は旅行の予算や日程を考える上で重要である。あらかじめ全社員に周知させるべきである。
- 会社：旅行クーポン券は金額が増えるのだから良いのではないか。
- 組合：増えるのだから会社は胸を張って周知すべきではないか。旅行クーポン券は残った分は使えない。また、なぜ高校生は使用できないのか。
- 会社：使用範囲として一定の線引きをした。決定した当時の資料がここにないので分からない。
- 組合：親にも高校生にも使用できるようにすること。
- 会社：現時点ではこのままとする。
- 組合：旅行クーポン券が今回2万円分増えたが、同伴者の出席をやめたことや写真撮影をやめたことから、その費用を旅行クーポン券の2万円にまわしたのか。
- 会社：答えるつもりはない。

経費節減の額を明らかにすること！

- 組合：同伴者の出席をやめたこと、写真撮影をやめたことでどれほどの経費節減となったのか。
- 会社：毎年の受章人数も違うため、経費節減は関係ない。
- 組合：一人あたりに換算してどのくらいの節減となったのか。
- 会社：明らかにする必要はない。
- 組合：今回の効績章表彰式への出席者の取扱い変更は「家族用社宅の使用料金の改訂」「レクレーションの見直し」「健康診断運営方法の見直し」と同

様、社員の福利厚生を切り下げるものであると認識する。このような社員への福利厚生を切り下げを行わないこと。

会社：社宅の利用は、将来的に社員が持ち家に住めるように住宅補給金も上げている。将来を考えてのことである。

組合：社員はそうに考えていない。福利厚生は切り下げられたと考えている。今後、福利厚生を切り下げを行わないこと。

以 上